

車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討の方向性 中間整理

車椅子利用者用駐車施設等は共生社会における移動環境を確保するための基本的なインフラの一つであるが、その適正利用のあり方等について課題が指摘されており、ハード・ソフトの両面から今後の施策のあり方について検討することが求められている。

これまでも高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)や地方公共団体における独自の取組(パーキング・パーミット制度)等により、車椅子利用者用駐車施設等の整備や適正利用の推進がなされてきたところではあるが、車椅子利用者用駐車施設等に関するこのような現状の取組を検証し、今後のさらなる対策について検討を行うことを目的として、令和3年8月に「車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討会」を設置し、計3回の検討会において議論を行った。

本中間整理は、検討会における議論や車椅子利用者用駐車施設等のハード・ソフトにおける実態を踏まえ、中長期的な検討が必要な課題も含めた、施策の具体化に向けた検討を進めるべき事項とその対応方針について、その検討の方向性をとりまとめるものである。以下、対応方針に記載する事項について、令和4年度(可能なものは令和3年度中)以降、具体的な施策の推進について検討を進めることとする。

【用語】

本資料について、特段の断りがない限り、以下の用語を使用する。

バリアフリー法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

車椅子利用者用駐車施設 バリアフリー法に基づき一定の場合に設置が義務付けられる幅3.5m以上が確保された、建築物に附属する駐車場(車椅子利用者用駐車施設)、路外駐車場(路外駐車場車いす利用者用駐車施設)、公園施設(車いす利用者用駐車施設)、道路に付随する駐車場(障害者用駐車施設)を総称して「車椅子利用者用駐車施設」とする。

優先駐車区画 地方公共団体のパーキング・パーミット制度において「プラスワン区画」「ゆずりあい区画」「おもいやり区画」等と規定される車椅子利用者用駐車施設以外の3.5m未満の一般的な幅の駐車区画をいう。

ダブルスペース 歩行困難等でも乗降時に幅の広い区画は必要としない人のために、車椅子利用者用駐車施設に加えて、優先駐車区画もパーキング・パーミット制度の対象とする取組をいう。

駐車区画 上記「車椅子利用者用駐車施設」及び「優先駐車区画」を含め一般の用に供されるその他の車室を含めた、駐車場等における車室全般をいう。

車椅子利用者用駐車施設等 車椅子利用者用駐車施設と優先駐車区画の双方をいう。

パーキング・パーミット制度 施設設置管理者の協力のもと、車椅子利用者用駐車施設や優先駐車区画について、条件に該当する希望者が使用できる利用証を交付する制度をいう。

1. 車椅子利用者用駐車施設等の利用ニーズへの対応

車椅子利用者用駐車施設等は多様な障害当事者等の移動手段を確保するために利用されるものであり、このような利用対象者による具体的な利用ニーズへの対応が必要となる。

例えば、移動に制約のある車椅子利用者であっても、日常生活において、

- ・ 車椅子利用者自身が運転するか介助者による運転に同乗するか
 - ・ 歩行可能か否か、単独行動か介助者とともに行動するか
- 等に応じて利用ニーズは異なる。

また、地域特性や交通特性等に応じて、必要となる駐車区画やその利用環境のあり方は大きく異なる。特に都市部と地方部とでは、公共交通機関のバリアフリー化の進捗状況等が異なることを踏まえ、多様な障害当事者等のさまざまな移動手段の一つとしての車椅子利用者用駐車施設等について、今後の整備や適正利用の推進方策を検討することが必要となる。

今後も引き続き、車椅子利用者以外の障害当事者等も含めたさまざまな高齢者、障害者等の多様な利用ニーズを丁寧に確認しつつ、必要な駐車区画のあり方について検討することが求められる。

【具体的な利用ニーズ】

まずは、車椅子利用者用駐車施設の主たる利用者である車椅子利用者等において、車椅子利用者自身が運転するか否か等に応じて具体的に以下のようなニーズがある。

初めに、車椅子利用者自身が運転する場合には、乗降時にドアを全開として移乗するために幅3.5m以上が確保された車椅子利用者用駐車施設の利用が必要となる。利用できない場合には、やむを得ず通路等に隣接する駐車区画を利用(安全への配慮が必要)するか近隣の区画を利用する等しかなく、車椅子利用者用駐車施設の利用ニーズが最も高い。

駐車区画の具体的な利用ニーズとしては、

- ・ ハード面については、屋根の設置や傾斜等、出入口までの経路のバリアフリー化や安全性に関すること
- ・ ソフト面については、不適正利用対策として設置されるコーン等の運用方法における必要な配慮、WEBや案内表示等による駐車施設のバリアフリー情報の提供に関すること

等がある。なお、経路の安全性を確保することは、車椅子利用者のみならず利用者全体の安全性の配慮につながるものである。

一方で、介助者による運転に同乗する場合にも、同じく乗降時にドアを全開として移乗するために幅3.5m以上が確保された車椅子利用者用駐車施設の利用が必要となる。また、福祉車両等に代表される、バン・ミニバン形式の車両では、リフトやスロープを使用した車両後方からの乗降が一般的であり、駐車区画の後方にスペースが必要となる。利用できない場合は、やむを得ず施設の出入口付近等の安全な場所で乗降した上で介助者が一般区画へ駐車する等の対応が行われているのが実態である。

したがって、このような場合の駐車区画の具体的な利用ニーズとしては、

- ・ 上記のハード面・ソフト面における利用ニーズのほか、
 - ・ 駐車区画後方の植栽・ポール・壁等、乗降を妨げる障害物への配慮による駐車区画後方の安全な乗降スペースを確保に関すること
- 等がある。

【対応方針】

まずは本検討会において確認した車椅子使用者等の具体的な利用ニーズを今後のハード・ソフトの施策に反映するとともに、引き続き車椅子使用者以外も含めた多様な障害当事者のニーズを丁寧に確認しつつ、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用のあり方について検討を進める。

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進(ソフト)に係る利用ニーズについては、2.に記載する指針の作成にあたり、

- ・ 車椅子使用者をはじめとする多様な障害当事者等の駐車施設の利用方法も踏まえた車椅子使用者用駐車施設の利用対象者のあり方
 - ・ 車椅子使用者等の円滑な利用環境に配慮した情報提供等のあり方
- 等も含め検討を行う。

また、車椅子使用者用駐車施設のハードに係る利用ニーズについては、引き続き取組事例の収集に努めつつ、

- ・ 車椅子使用者用駐車施設における、福祉車両への対応も含め、乗降に必要な機能(幅、奥行、高さ、配置等)の確保
- ・ 屋外の車椅子使用者用駐車施設において出入口までの経路の安全性等(安全かつ円滑に利用可能な利用者用通路の確保、屋根の設置等)の確保
- ・ 車椅子使用者用駐車施設の案内表示のあり方

等の車椅子使用者等の利用ニーズの高い内容について車椅子使用者用駐車施設に係る移動等円滑化の各ガイドラインにおいて必要な内容を反映し、周知を図る。

2. 車椅子利用者用駐車施設の適正利用の推進方策

車椅子利用者用駐車施設について、障害のない利用者が駐車する等により、真に必要な車椅子利用者等が利用できない等の課題がある。また、車椅子利用者以外の多様な高齢者、障害者等が車椅子利用者用駐車施設を利用している実態も踏まえ、車椅子利用者用駐車施設への利用集中の課題に対し、さまざまな利用者のニーズに応じた区画を確保することによる機能分散化等の対応が求められている。

国土交通省では、これまでも車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の推進に関するポスター、チラシ及びパンフレット等による広報啓発を実施するとともに、全国の地方公共団体におけるパーキング・パーミット制度の導入促進等を図ってきた。

また、令和3年4月に施行された改正バリアフリー法において、国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務等として、車椅子利用者用駐車施設を含む、「高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」が追加されたことも踏まえ、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の推進に向け、さらなる取組の具体化が求められている。

このような背景を踏まえ、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の取組をより一歩進めるため、本検討会で議論がなされた現状や課題等に対応しつつ、

- ・ 車椅子利用者用駐車施設の利用対象者のあり方
- ・ パーキング・パーミット制度のあり方
- ・ 車椅子利用者用駐車施設等の駐車区画の確保のあり方
- ・ 不適正利用対策等の実効性確保のあり方

等に関し、令和4年度中に地方公共団体及び施設設置管理者等向けの『車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関する指針』（以下「指針」という。）を作成し、地方公共団体及び施設設置管理者等への周知を図ることとする。

なお、指針の作成にあたっては、地方公共団体及び施設設置管理者等による対応が求められる当面の課題として、主に以下の観点から制度のあり方や対応事例等を整理することとあわせて、適正利用の推進に関する取組の成果を検証しつつ、中長期的に検討すべき適正利用のための制度のあり方についても検討を行うこととする。

①車椅子利用者用駐車施設の利用対象者について

【制度の現状】

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2年12月改正）」では、車椅子利用者用駐車施設を含む高齢者障害者等用施設等の適正な利用に関し、車椅子利用者その他の障害者への適正な配慮について位置づけている。

また、地方公共団体においては、パーキング・パーミット制度について、

- ・ 車椅子利用者等の利用証を区分（障害の程度等に応じた客観的な利用区分を規定する場合を含む。）し、車椅子利用者用駐車施設の優先利用の対象者を制度上明確化する
- ・ 利用証の交付にあたり幅の広い区画を必要とする車椅子利用者等への適正な配慮

等を求める
等の適正な利用環境を確保するための取組が進められている。

【適正利用の推進に向けた課題等】

まずは、車椅子利用者用駐車施設の利用についての適正な配慮等に関する広報啓発を継続的に実施し、車椅子利用者は幅の広い車椅子利用者用駐車施設が利用できない場合に車椅子利用者は駐車できても乗降ができない等具体的な支障について、継続的に理解向上の取組を進めることが必要となる。

車椅子利用者用駐車施設とこれ以外の優先駐車区画の利用対象者が制度上必ずしも区分されないこと等による車椅子利用者用駐車施設への利用集中(車椅子利用者等以外との利用のバッティング)の課題に対応するため、車椅子利用者をはじめとする多様な者(肢体障害、上肢障害、視覚障害、聴覚障害、内部障害等の障害者のほか、妊産婦、ベビーカー利用者を含む。)の駐車区画の利用ニーズを十分に確認し、また、多様な優先駐車区画の確保による利用の分散を推進することを前提としつつ、車椅子利用者用駐車施設の利用対象者についての統一的な考え方を明確化することが求められる。

なお、利用対象者の明確化についての検討にあたっては、

- ・ 車椅子利用者が運転するか介助者等が運転するかや車椅子の使用状況はもとより、さまざまな利用環境等も総合的に勘案しつつ、車椅子利用者用駐車施設の利用の必要性が判断されるべきものであること
- ・ 幅がないと乗降が不可能な利用対象者と、幅があればより容易に乗降できる利用対象者とではその必要性に大きな差があること

等にも留意することが必要となる。

また、車椅子利用者用駐車施設の利用対象者を制度上明確化するにあたっては、地域特性、交通特性等の違いも踏まえた検討が必要であり、例えば、利用対象者を障害の程度等に応じて客観的な条件により限定することだけでなく、駐車区画の確保の状況や障害当事者の移動手段等の地域の実状も反映しつつ柔軟な運用を可能とすることも必要となる。

【対応方針】

指針において、車椅子利用者用駐車施設の利用対象者に関し、多様な障害当事者等の利用ニーズを確認しつつ、車椅子利用者その他の乗降に幅を必要とする者が対象であることを明確化することとする。その上で、多様なニーズに応じた優先駐車区画の確保も前提としつつ、駐車施設の利用状況等、地域の実状に応じて、車椅子利用者用駐車施設の利用対象者を定めることが必要である旨を位置づける。

利用対象者の具体的な考え方については、特に車椅子利用者用駐車施設の幅に関し、乗降するためにスペースが必要な利用対象者の乗降が可能となるよう3.5m以上の幅員を確保することとしている趣旨を踏まえ、

- ・ 車椅子使用者自身が運転し乗降のために移乗等を必要とする場合
- ・ 介助者が運転し常時車椅子を使用する者が同乗する場合であって利用状況に応じて移乗等のために幅を必要とする場合

等を対象に、地域の駐車区画の確保の状況や障害当事者の移動手段等を勘案しつつ、優先度の高い利用対象者を定める必要がある旨等を明確化する。なお、検討にあたっては、上記以外の高齢者、障害者等について乗降にあたり幅を必要とする事情等がないかを丁寧に検証しつつ整理する必要がある。

また、関係団体等の協力を得つつ、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用についての広報啓発キャンペーンを継続的に実施し、一般利用者向けのマナー啓発とともに、車椅子使用者は幅の広い区画が利用できない場合には駐車しても乗降ができない等具体的な支障についての広報啓発を行う。

②パーキング・パーミット制度のあり方について

【制度の現状】

パーキング・パーミット制度は、令和3年末現在、全国の40府県4市で導入されている。パーキング・パーミット制度の利用証交付対象者の範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者（要介護、要支援）、難病患者、妊産婦、一時的なけが人等多岐に渡る。利用対象者の範囲については地方公共団体により異なるが、平成30年時点と比較して、妊産婦の対象は拡大傾向にある等、多様な利用者に対して配慮した制度となっている。また、制度導入府県市の拡大や制度の認知度の向上、制度導入府県市の相互利用拡大等を背景に、身体障害者等を中心に利用証発行実績は年々増加傾向にある。

パーキング・パーミット制度の効果として、公的な利用証の交付による車椅子使用者用駐車施設等の利用対象者の明示による不適正利用の減少等、高齢者、障害者等による駐車区画の利用環境の改善に一定の効果がある一方で、

- ・ 車椅子使用者用駐車施設等や利用証の不適正利用
- ・ 利用対象者数に見合う、制度の対象となる車椅子使用者用駐車施設等の不足や利用証の交付対象者の増加にともなう利用集中
- ・ 制度内容等の分かりにくさ、認知度

等が依然として課題となっている。

このような課題への対応として、地方公共団体の約8割では優先駐車区画を制度の対象（ダブルスペース）としており、官公庁・公共施設や商業施設、医療福祉施設を中心として区画の確保が進められている。また、多くの地方公共団体において、車椅子使用者用駐車施設等の不適正利用への対応として、施設設置管理者等とも連携した広報啓発等の取組が進められている。

【適正利用の推進に向けた課題等】

パーキング・パーミット制度は、公的な利用証の交付による車椅子利用者用駐車施設や優先駐車区画の利用対象者の明確化による不適正利用の減少等、高齢者、障害者等による駐車区画の利用環境の改善に一定の効果がある一方で、制度の利用対象者が幅広であるために、車椅子利用者用駐車施設への利用集中等の課題が生じている。

そのため、適正な利用環境の整備促進に向け、制度趣旨や適正利用の効果についての更なる広報啓発を行い、制度に関する理解や意識啓発を図っていくことが必要となる。この点について、制度の意義や制度名称等について基本的な考え方を統一することも検討すべきである。

特に、車椅子利用者用駐車施設への利用集中への対応として、ダブルスペースの導入等による機能分散が進められているが、制度の対象とする駐車区画の区分とその利用対象者(妊産婦、ベビーカー利用者等を含む。)の明確化、配置等当該区画に求められる水準のあり方等についての検討が求められる。

【対応方針】

現行のパーキング・パーミット制度の効果及び課題、不適正利用対策等の運用に係る先行事例等を検証するとともに、引き続き地方公共団体における地域の実状に応じた制度運用を前提としつつ、

- ・ パーキング・パーミット制度の意義等
- ・ 車椅子利用者用駐車施設と優先駐車区画の利用対象者の明確な区分の必要性和その考え方
- ・ さまざまな施設設置管理者等の協力による駐車区画の確保や効率的な利用、実効性ある不適正利用対策のあり方

等の制度運用についてのあり方を、指針において反映し、周知を図る。

また、関係団体等の協力を得つつ、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用についての広報啓発キャンペーンを継続的に実施し、パーキング・パーミット制度の導入状況や意義等についての広報啓発を行う。

③駐車区画の確保等について

【駐車区画の確保及び利用の現状】

車椅子利用者用駐車施設への利用集中への対応として、優先駐車区画の確保が進められているものの、車椅子利用者用駐車施設等の区画数の不足が依然パーキング・パーミット制度の課題となっており、地方公共団体において、本制度に関する施設設置管理者等への協力要請や制度の理解増進等を図る取組が進められている。

一方で、施設設置管理者等においては、限られた駐車区画を効率的に利用するための取組として、

- ・ 管理室との円滑な連絡手段を確保し、車椅子利用者用駐車施設が満車時に係員等が他区画へ誘導する取組

- ・ 車椅子利用者用駐車施設の空き状況を表示し、円滑な利用環境を確保しながら、限られた車椅子利用者用駐車施設を効率的に利用する取組
 - ・ 施設入口から離れた場所での優先駐車区画の確保や、複数施設での相互利用により効率的に区画を利用する取組
- 等、区画の効率的な利用について、多様な取組が進められている。

【適正利用の推進に向けた課題等】

特に都市部を中心として、車椅子利用者用駐車施設等の区画数の不足が課題となっている。このような車椅子利用者用駐車施設への利用集中に対応するため、利用対象者に応じた区画確保や機能分散に向け、優先駐車区画(例えば高齢者や妊産婦等の優先区画)の設置や設置位置の工夫等、さまざまな利用対象者のニーズを踏まえた多様な区画の確保を進める必要がある。検討にあたっては、地域特性に応じた区画確保のあり方や地域として必要な駐車区画を確保する取組の他、状況に応じて一般駐車区画にも駐車可能となるよう、ダブルライン(車両相互の接触防止等を目的として、車室区画線をU字型にし、車両左右の間隔を広げる区画線をいう。)等の設置や活用、工夫を行い、隣接区画との距離を確保する等、駐車場全体を緩やかなバリアフリーとする取組等の多様な観点から車椅子利用者用駐車施設等の利用環境の改善に向けた方策を検討していく必要がある。

なお、このような多様な駐車区画の確保にあたっては、3.5m以上の幅が確保された車椅子利用者用駐車施設に加えて、後方の乗降スペースを必要とする場合、幅は必要ないが歩行困難等の事情により出入口近くの駐車区画を必要とする場合など利用対象者の多様なニーズに対応した区画の確保が望まれる。

また、駐車区画の不足に対応するため、限られた区画を効率的に利用しつつ、利用対象者の円滑な利用環境を確保する観点から、

- ・ 駐車場入口、ホームページ等における車椅子利用者用駐車施設等の有無及び設置位置等についてのマップ等による情報提供
- ・ 車椅子利用者用駐車施設の満車空車情報の提供

等の取組が施設設置管理者によって進められているが、今後車椅子利用者用駐車施設等の設置や分散化等が進んだ際の対応として、表示方法等の情報提供の手法のあり方についても検討することが必要である。

【対応方針】

車椅子利用者用駐車施設の利用集中への対応として、施設設置管理者の協力を得つつ区画を確保することとあわせて、

- ・ 車椅子利用者用駐車施設と優先駐車区画を区分して確保するダブルスペース方式の普及や多様な利用者のニーズに対応したさまざまな駐車区画の確保のあり方
- ・ 効率的な駐車区画の利用のための取組

等の地方公共団体や施設設置管理者等の各主体が取り組むことが望まれる事項を指

針において反映し、周知を図る。また、車椅子利用者用駐車施設等の円滑な利用に資する情報提供のあり方等について、対応する取組事例とともに全国展開を図る。

④不適正利用対策等制度の実効性確保について

【不適正利用対策の現状】

車椅子利用者用駐車施設における不適正利用対策の課題を踏まえ、全国の地方公共団体において、施設設置管理者等の協力を得つつ、適正利用の広報啓発の取組（ホームページ、広報誌・機関紙、ポスター・チラシ、テレビ・ラジオ等の多様な媒体を通じた適正利用の意識啓発、利用証や利用証交付申請書における注意喚起、施設設置管理者等向け不適正利用対策マニュアルの作成と周知、運転免許更新時における周知等）が進められている。

また、施設設置管理者等においては、ハード・ソフトの両面から、車椅子利用者用駐車施設の円滑な利用環境の確保にも配慮しつつ、多様な不適正利用対策の取組が進められている。具体的には、車椅子利用者用駐車施設の利用にあたっての利用証の掲示、対象区画の表示や塗装等の取組のほかにも、

[ソフトの対応事例]

- ・ カメラを設置し車椅子利用者用駐車施設等を含む駐車場の利用状況を管理する取組
- ・ 不適正利用の可能性がある車両へチラシを挟み注意喚起を行う取組
- ・ 警備員の巡回や館内アナウンス等による不適正利用に対する注意喚起を行う取組

[適正利用の広報啓発の対応事例]

- ・ ポスター、サイネージ及びSNS等の多様な媒体を活用した広報啓発の取組
- ・ 訴求効果の高い表示等による不適正利用対策の広報啓発の取組

[ハードの対応事例]

- ・ 機械式ゲートや機械式フラップ、鉄柵の設置による不適正利用対策の取組
- ・ 車両感知式のアナウンス機器を設置することによる不適正利用対策の取組等が進められている。

【適正利用の推進に向けた課題等】

施設設置管理者等においてソフト・ハードの両面から多様な不適正利用対策があるが、施設設置管理者等の対応のみで十分な実効性を確保することは困難な場合があることから、どのような用途の施設において不適正利用が課題となっているかといった実状も確認しつつ、地方公共団体と施設設置管理者等が一体となって、不適正利用対策に取り組むことが必要となる。

ソフトの不適正利用対策について取組事例の普及を図る上では、

- ・ 不適正利用対策の注意喚起を行うことによる再発防止効果
- ・ 施設設置管理者等による現場における実効性ある対応を可能とすること

等について、また、ハードの不適正利用対策について取組事例の普及を図る上では、

- ・ コーンや鉄柵、チェーン等の不適正利用対策に係る設備の運用方法によって円滑な利用環境を阻害しないためのソフト的な対応のあり方
- ・ インシヤルコスト、ランニングコスト及び管理方法やICT等の情報技術の活用可能性等についても検証が必要となる。

なお、このような不適正利用対策に施設設置管理者等が取り組むにあたっては、個々の施設の実状に応じてハード・ソフト又はその組み合わせ等、必要な対策が異なることが前提となる。

【罰則等の不利益処分】

不適正利用に対して罰則等の不利益処分を設ける地方公共団体はないが、欧米等で制度化されているように、不適正利用に対して罰則等の不利益処分を導入することにより、不適正利用の防止に一定の抑止効果があるとの意見がある。

不適正利用に対する罰則等の導入を検討するにあたっては、まずはさまざまな関係者から、車椅子利用者用駐車施設の適正利用の必要性について十分な理解を得ることが必要となることから、引き続き、不適正利用対策の必要性についての広報啓発や意識の醸成に努めるとともに、地方公共団体や施設設置管理者等による不適正利用対策の効果等を検証しつつ、検討する必要がある。

なお、このような前提の下、罰則等の不利益処分を制度化するにあたっては、

- ・ 罰則等の対象の明確化(どのような対象者のどのような駐車区画におけるどのような行為を不適正利用と捉えるか等)
- ・ 管理体制の確保など対策の実効性の確保(不適正利用を誰がどのように判断するか等)
- ・ 目的と手段のバランスの適切性(他の施設における適正利用のあり方や他法令とのバランスの問題等)

等制度化する上で、主として法制度的な側面から整理すべきさまざまな課題があるものの、引き続き、共生社会における不適正利用対策のあり方の一つの選択肢として、その検討を進めるべきものである。

【対応方針】

不適正利用対策として、法に定める車椅子利用者用駐車施設の適正利用の推進等の観点から、施設設置管理者における取組の現状等を確認しつつ、地方公共団体や施設設置管理者等の各主体において取り組むことが望まれるハード・ソフト両面における対応を指針において反映し、周知を図る。また、これに対応する取組事例や障害当事者等にとって利用しやすい好事例について対策の実効性や効果等を踏まえつつ全国展開を図る。なお、特にハードの不適正利用対策については、車椅子利用者等の円滑な利用環境への配慮にも留意しつつ、検討を進めることとする。

不適正利用に対する罰則等の不利益処分については、現時点では制度化にあたり

課題が多い。まずは適正利用の普及啓発による意識醸成やハード・ソフトにおける不適正利用対策の全国展開等を推進しつつ、この進捗状況も踏まえながら、本検討会で整理された課題への対応方策について継続して議論を行う。

⑤その他

車椅子利用者用駐車施設等の適正利用について、海外のパーキング・パーミット制度の効果や国内類似制度との相違点、パーキング・パーミット制度相互利用のより一層の促進のあり方、また、不適正利用対策に係る先進技術の導入可能性等についても幅広く必要な調査を実施しつつ、指針等の検討にあたり必要な事項を反映するとともに、今後の対応の可能性について検討を進める必要がある。

また、バリアフリー法に基づき、面的・一体的なまちのバリアフリー化を推進するために市町村が策定するバリアフリー基本構想等の既存制度との連携のあり方に加えて、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用を推進にあたっては、国民一人一人の意識の涵養が重要となることから、適正利用の広報啓発等の心のバリアフリーの推進についても必要な施策を検討する。

3. 車椅子利用者用駐車施設のハードの整備方策

バリアフリー法では、建築物、路外駐車場、都市公園、道路といった施設種別ごとに、車椅子利用者用駐車施設の設置数や幅、位置、標識等についての基準(移動等円滑化基準及び移動等円滑化誘導基準)を設けており、基準に基づく整備に加え、移動等円滑化に係る各ガイドラインの周知等を通じ、適切な整備を促進してきた。

一方で、車椅子利用者用駐車施設については、利用対象者に見合う十分な駐車区画の確保等基準のあり方とともに

- ・ 建築物等の既存の駐車施設における車椅子利用者用駐車施設の整備
 - ・ 機械式立体駐車場や小規模駐車場(コインパーキング等)等といった多様な駐車場における車椅子利用者等が利用可能な駐車区画の確保
- 等について課題が指摘されていることから、引き続き、各ガイドラインの作成・周知や取組事例の普及等を通じて、多様なニーズに応じた車椅子利用者用駐車施設の整備促進に取り組むことが必要である。

①車椅子利用者用駐車施設の基準について

【現状】

車椅子利用者用駐車施設について、建築物及び特定路外駐車場では、対象となる施設に駐車区画を設ける場合にその1以上を車椅子利用者用駐車施設とすることを義務づけており、また、誘導基準(建築物)として、駐車台数に応じた車椅子利用者用駐車施設の必要な整備割合を規定し、容積率の特例措置等を講じることと併せて、整備を促進している。一定の都市公園、道路についても、総駐車台数に応じた車椅子利用者用駐車施設の整備割合を規定している。

その結果、大規模商業施設に附属する駐車場^{※1}では、約94%の施設で車椅子利用者用駐車施設が設置されており、多くの施設において、総区画数に応じて複数の車椅子利用者用駐車施設が確保されている状況である。また、約70%以上の特定路外駐車場^{※2}において、車椅子利用者用駐車施設が設置されるなど、着実な整備が進んでいる。

また、移動等円滑化の各ガイドラインでは、駐車場整備の際に事業者や設計者等が配慮すべき事項等を盛り込み、これらの周知等を通じて、バリアフリーに配慮された駐車場の整備が全国的に進められている。

※1 2000㎡以上の商業施設へのアンケート調査(令和3年8月国土交通省調査)

※2 自治体へのアンケート調査(令和2年10月国土交通省調査)

【課題】

車椅子利用者用駐車施設の適正利用の推進と併せて、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に把握、想定した上で、車椅子利用者が円滑に利用できる駐車区画の確保を進めることが必要である。

また、特に都市部を中心として、バリアフリー法に規定する車椅子利用者用駐車施設

の区画数の不足が課題となっていることから、バリアフリー法に基づく車椅子利用者用駐車施設の設置数に関する基準を引き上げるべきといった指摘がある。

車椅子利用者用駐車施設の設置数に関する基準の引き上げについては、車椅子利用者用駐車施設の利用ニーズを踏まえつつ、駐車区画の確保の状況や利用実態の他、事業者の負担、交通環境等の地域性、将来的な自動車利用の動向や自動運転技術の進展等も見据えて検討することが必要である。

また、具体的な利用ニーズを踏まえ、雨天時に円滑に利用するための屋根や庇の設置、車椅子利用者用駐車施設であることを示すための区画全体の着色塗装等の表示方法、大型リフト付き福祉車両を利用する車椅子利用者の乗降のための後部ドア側のスペース、車高の高い車両に配慮した高さの確保など各ガイドラインの記載の充実化を図るとともに、事業者や設計者への周知や広報啓発を通じて、車椅子利用者用駐車施設の適切な整備を促進することが必要である。

【対応方針】

車椅子利用者用駐車施設の適正利用の推進と併せて、車椅子利用者用駐車施設の整備を着実に進めるため、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準による着実な整備を進めるとともに、施設の用途や規模、立地等を踏まえ、多様なニーズに応じた車椅子利用者用駐車施設の整備を促進するため、移動等円滑化のガイドラインの記載の充実化や事業者等への周知啓発を図る。

また、義務化の対象とならない既存施設や小規模な施設においても、事業者や設計者等への各ガイドラインの周知等を通じ、車椅子利用者用駐車施設の適切な整備を促進する。

さらに、バリアフリー法では、地方公共団体が条例で基準に必要な事項を付加することを可能としており、駐車場の利用実態や交通環境等を踏まえ、地域の実情に応じて、車椅子利用者用駐車施設の適切な整備の促進がなされるよう、条例制定の働きかけなどを行う。

なお、車椅子利用者用駐車施設の設置数に係る法令上の義務基準の見直しについては、適正利用の推進とあわせ、立地や用途、地域性等に応じた具体的な利用ニーズを踏まえつつ、実態面や事業者の負担感を含め、さまざまな観点から継続的に検討していくことが必要である。

②既存施設への対応について

【現状】

バリアフリー法では、既存施設についても移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置に努めることとされており、所有者や施設管理者等において、車椅子利用者用駐車施設の整備等の取組が進められている。

また、建築物の移動等円滑化に関するガイドラインである『高齢者・障害者等の円滑な

移動等に配慮した建築設計標準』では、既存施設の改善・改修のポイントや、車椅子利用者用駐車施設の車高制限を超えた場合のソフト面での対応例等を記載し、設計者や事業者等への周知、普及を図っている。

【課題】

既存施設については、その敷地の制約や構造上の問題等から、車椅子利用者用駐車施設の確保や増設が困難な場合がある。

とりわけ地下又は立体駐車場しかない施設や、敷地が狭小等の理由により、追加で車椅子利用者用駐車施設の整備が困難な施設等については、ハード面での追加対策を取ることが困難な場合が想定され、安全に乗降できる場所の確保や従業員による案内対応など、ソフト的な対応と併せた取組の検討が必要である。

また、大型リフト付き福祉車両については、車高が高くなる傾向があることから、既存構造物の車高制限により入庫できず、屋内に設置された車椅子利用者用駐車施設を利用できないといった指摘がある。こういった車高制限のある既存施設については、必要な高さを確保するための改修が困難なため、別途、同一敷地内に乗降のためのスペースを確保するなど、運用面での対応を含めた検討が求められる。

【対応方針】

既存の駐車場において車椅子利用者用駐車施設を増設した事例、区画ラインの見直しにより車椅子利用者用駐車施設を確保した事例、車高制限の精査により大型リフト付き福祉車両に対応した事例など、既存施設を改善・改修した事例や運用面での工夫により対応を可能とした事例等を収集し、事業者や設計者等への周知・広報啓発を図る。

③機械式立体駐車場における車椅子利用者への対応について

【現状】

機械式立体駐車場における車椅子利用者への対応について、『高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』では、車椅子利用者用駐車施設は平置き式とすることが望ましいが、狭小敷地の場合等、やむを得ず機械式駐車装置で確保する場合には、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の安全対策を講じる等、車椅子利用者の利用に支障がないものとする、としている。また、車椅子利用者対応の機械式駐車装置についての留意点として、車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤の位置や乗降スペースの寸法等を示している。

また、関係団体における取組事例として、公益社団法人立体駐車場工業会では、機械式駐車場技術基準により、車椅子利用者対応駐車設備についての審査、適合証明を平成15年より行っており、適合する設備については認定マークを貼付するなど、車椅子利用者に対応した機械式立体駐車場の設置が進められている。

【課題等】

機械式駐車場については、車椅子使用者が円滑に利用可能な環境が十分に確保されていないとの指摘がある。

機械式駐車装置については、操作説明を受けた者が、決められた手順で操作しないと、事故を起こす危険性がある等その利用に関し、十分な安全上の配慮が求められる。そのため、『機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン』では、管理者が利用者に対して、パンフレットや取扱説明書等の交付及び内容説明を行い、説明を受けた者に対してのみ、利用許可することを求めており、また、商業施設等の不特定多数の人が利用する駐車施設では、専任の取扱者を置くことを求めている。

また、利用の際には、同乗者の下車や荷物の積み下ろしは駐車施設外で行い、駐車施設内に入るのは、運転手だけにするとしているが、車椅子使用者が運転手の場合には、車椅子使用者用対応の機械式駐車装置が必要となる。

こうした留意点を踏まえつつ、機械式立体駐車場の使用方法や車椅子使用者対応駐車設備の事例について、さらなる周知を図りつつ機械式立体駐車場についても車椅子使用者等が円滑に利用可能な環境整備を進めることが必要である。

【対応方針】

車椅子使用者用駐車施設の設置場所については、施設利用者の動線等を踏まえ、原則として、平置き式の駐車場において確保することが望ましいが、狭小な敷地の場合等、機械式駐車場において確保する必要がある場合においても、安全性に配慮しつつ、適切に利用できるようにすることが必要である。

このため、施設の計画段階において、車椅子使用者用駐車施設が適切な位置に確保されるよう、建築設計標準等のガイドラインの周知を図りつつ、車椅子使用者に対応した機械式駐車設備については、公益社団法人立体駐車場工業会による認定機器や、導入事例の収集に努め、利用にかかる留意点とともに、関係者への周知を図る。

④コインパーキング等小規模駐車場への対応について

【課題等】

都市部におけるコインパーキング等の小規模駐車場（駐車のために供する部分の面積が 500 m²未満の小規模な路外駐車場等）について、車椅子使用者が利用可能な駐車区画が不足しているとの指摘がある。

一方で、数台程度の小規模駐車場において車椅子使用者用駐車施設を設置することは、地域における駐車場の環境を踏まえつつ、駐車場の位置や構造等の物理的制約や、事業者の経済的負担を考慮した上で慎重に検討することが必要である。なお、このような小規模駐車場における車椅子使用者駐車施設の確保については、都市再生特別措置法等に基づく駐車場法の特例措置の適用により、路外駐車場の配置の適正化や附置義務駐車施設の集約化[※]等、地域の特性に応じた方策を図ることも含め、まち

づくりと連携して検討することも有効である。

このほか、コインパーキング等については無人駐車場における不正利用防止装置が車椅子使用者の乗降の支障になるとの指摘がある。

※附置義務駐車施設の集約化:自治体が定める条例に基づき、駐車場法において個々の建築物やその建築物の敷地内に設置を義務付ける附置義務駐車施設を、隔地に集約して設置させることができる特例制度

【対応方針】

小規模駐車場への対応については、地域の交通状況や施設配置などの地域特性に応じて隔地化・集約化等を行うなど、個々の施設単位で捉えるのではなく、まちづくりの中で、面的なエリアにおいて一体的に検討していく必要がある。また、検討にあたっては、車椅子使用者等、地域の移動制約者の意見等を踏まえることが必要である。

そのため、まちづくりにおける駐車場施策の検討にあたっては、各地域において適切に車椅子使用者用駐車施設の確保がなされるよう、駐車場法の特例措置を活用する際の留意点とともに、取組事例の収集に努め、関係者への周知を図る。

⑤その他

奥行を含めた福祉車両等後部からの乗降スペースの確保や移動円滑化経路上の屋根の設置等、その他の車椅子使用者用駐車施設のハードにかかる課題等については、各種法令との整合を図りつつ、車体寸法の変遷や自動運転技術の進展なども見据え、引き続き議論を進めることが必要である。

なお、検討にあたっては、青空駐車場、自走式立体駐車場、機械式駐車場など駐車場の構造によって必要な対応が異なることに留意が必要である。

車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会

【検討経緯】

第1回 車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会(令和3年8月)

- ・ 検討会の設置趣旨及び今後のスケジュール等について
- ・ 車椅子使用者用駐車施設等に関するこれまでの取組と検討の進め方等について

第2回 車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会(令和3年11月)

- ・ 障害当事者向け車椅子使用者用駐車施設等のニーズ調査結果について
- ・ 適正利用の推進(ソフト)に関する実態調査結果について
- ・ 車椅子使用者用駐車施設(ハード)に関する実態調査結果について
- ・ 今後の検討の進め方について

第3回 車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会(令和4年1月)

- ・ 車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討の方向性(中間整理)(案)について
- ・ 今後の検討の進め方について